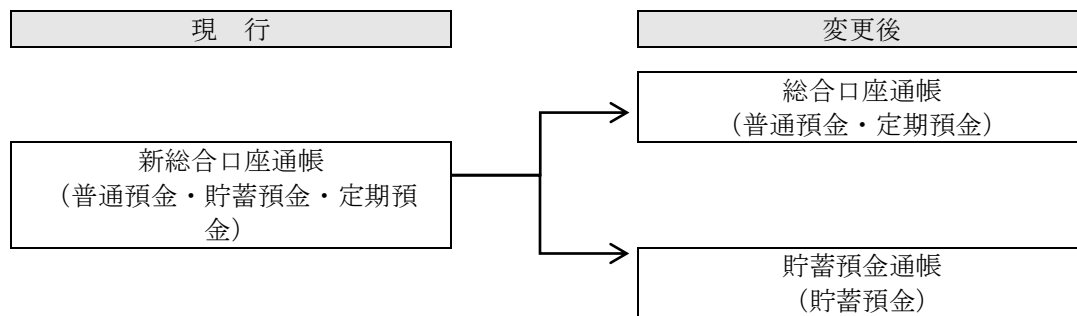


2. 「総合口座通帳」と「貯蓄預金通帳」にお切り替えされる場合

(1) お手続き内容

「新総合口座通帳」を「**総合口座通帳**（普通預金と定期預金がセット）」と「**貯蓄預金通帳**」の2冊に分けて発行させていただきます。



(ご注意点)

- 「新総合口座通帳」をお持ちの方は「普通預金」は必ず開設されていますが、「貯蓄預金」「定期預金」は口座開設されていない場合もあります。
- 「新総合口座通帳」の表紙の裏側に口座番号が表示されている場合は、口座開設済みです。

(2) お手続き場所

お近くの【いよぎんの窓口】にお越してください。

(3) ご来店いただく方

ご本人さま または 代理人さま（配偶者さま・親権者さま）

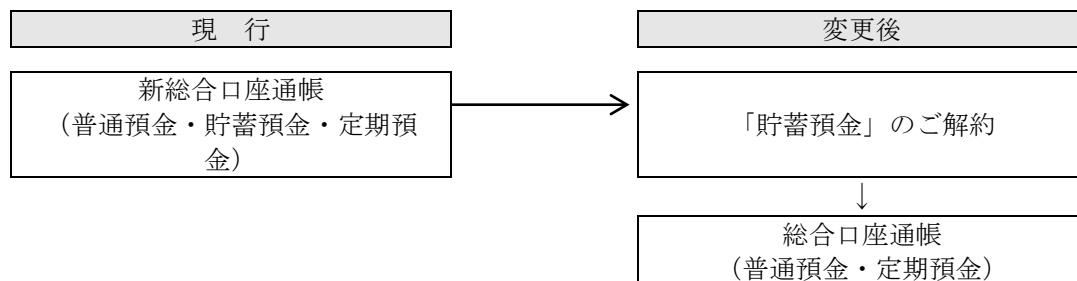
(4) お手続きに必要なもの

新総合口座通帳 ※お届出印は不要です。

3. 「貯蓄預金」をご解約、「総合口座通帳」にお切り替えされる場合

(1) お手続き内容

「**貯蓄預金**」のご利用予定がない場合は、「**貯蓄預金**」をご解約後、「**総合口座通帳**」に変更させていただきます。



(2) お手続き場所

お近くの【いよぎんの窓口】にお越してください。

(3) ご来店いただく方

原則、ご本人さまにご来店いただく必要がありますが、代理人さま（配偶者さま・親権者さま）によるお手続きも可能です。

(4) お手続きに必要なもの

| 「貯蓄預金」の残高 | お手続きに必要な書類 |
|----------------|---|
| 0円 | 新総合口座通帳 |
| 1円以上 30万円以下 | 新総合口座通帳 ※ご本人・代理人さまの本人確認が可能であれば、お届出印は不要です。 ※本人確認資料は窓口でご確認ください。 |
| 30万円超 | 新総合口座通帳、ご本人・代理人さまの本人確認資料、お届出印 |

(5) ご解約金の入金

ご解約金（元金とお利息）は、新総合口座通帳の「普通預金」に入金させていただきます。

(6) ご留意事項

「貯蓄預金スウィングサービス」「貯蓄預金自動振替サービス」をご利用いただいている場合、「貯蓄預金」のご解約と同時に解約となります（本サービスのご解約のお手続きは不要です）。